# ◆事故が起こった場合のご連絡等

事故が起こった場合、または医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合は、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者 または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止

②相手の確認

③目撃者の確認

〈代理店・扱者〉

TEL: 06-6252-4520 株式会社 島本保険事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル2階 FAX:06-6245-4686

〈引受保険会社〉

三井住友海上へのご連絡は

いち早く 事故は 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料)へ

# ◆保険金請求の手続きについて

①代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、 保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった 場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお 支払いすることがあります。

上記へご連絡のうえ、「大阪府社協の社会福祉施設・事業者総合補償制度」への加入をお伝えください。

- ② 加入者証をお手元にご用意のうえ、下記の事項をご連絡ください。
  - 加入制度名、施設名(法人名)、連絡先、明細No ●加入状況
  - 氏名、年令、住所、連絡先 ●被害者の状況 ●事故の状況 日時、場所、原因、状況 受傷部位、病院名、治療見込 ●ケガの状況
  - 保険金請求書の送付先、事故担当者氏名 ●手続方法
  - ※公的機関に提出する「事故報告書」等をFAXいただいても結構です。
- ③ 保険金のお支払い対象となる場合、引受保険会社から保険金請求手続についてご案内いたします。

### ▶保険金のご請求時に必要な書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引 受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせく ださい。(賠償責任保険についてはP.37・38を、身元信用保険についてはP.47をご参照ください。)

#### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- · 診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼 事故報告書)、請負契約書(写)、発注書(写) 等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

### ◆代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」
  - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
  - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
- (\*)法律上の配偶者に限ります。

# ◆保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*2)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

- (\*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (\*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (\*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、 災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定 める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期 を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

### ◆事故発生時の示談交渉について

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。 <u>損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行うことができません</u>が、万一、被保険者が損害賠償責任を 負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。

なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。



